

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」を平成5年に定め、国や地方自治体に対して、障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定を義務付けました。

この法律に基づき、国は「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年）や、「障害者基本計画（第2次）」（平成15年～24年）を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。また、平成23年の障害者基本法の改正では、「障害者の権利に関する条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れています。

そしてこの障害者基本法に基づき、平成30年には「障害者基本計画（第4次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる集うに参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを、基本理念として計画の目標に定めています。また、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」の策定が見込まれています。

またこの中で、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」、障がいのある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」等、障がいのある人に関わる様々な法律の改正、施行が行われました。

そして、障がいのある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正は、地域共生社会の実現に向けた取り組みを大きく進展しています。

本町においては、平成30年に「第3期播磨町障害者計画・第5期播磨町障害福祉計画・第1期播磨町障害児福祉計画」を策定し、また令和3年には「第6期播磨町障害福祉計画・第2期播磨町障害児福祉計画」を策定しています。計画の見直しの時期である令和5年度までに、上記の通り、障がいのある人に関する様々な法整備が進んでいます。また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、前計画の進捗状況を検証するとともに国や兵庫県の動向を踏まえて、新たに「第4期播磨町障害者計画」「第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画」を策定します。

年	国	兵庫県	播磨町
平成5年 (1993年)	■ 障害者基本法の公布		
平成7年 (1995年)		●すこやかひょうご障害者福祉プランー兵庫県障害者福祉長期計画ーを策定	
平成13年 (2001年)	■	●兵庫県障害者プランを策定	
平成14年 (2002年)	■ 「障害者基本計画」を策定		
平成15年 (2003年)	■ 身体障害者及び知的障害者の福祉サービスについて、「措置制度」から「支援費制度」に移行		
平成16年 (2004年)	■ 「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立〔差別禁止理念の明示、障害者の日の障害者週間への拡大、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等〕 ■ 「発達障害者支援法」の成立		
平成17年 (2005年)	■ 「障害者自立支援法」の成立	●すこやかひょうご障害者福祉プランを策定 ●ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針を策定	
平成20年 (2008年)	■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布		
平成22年 (2010年)		●ひょうご障害者福祉プランーみんなが元気なひょうごをめざしてーを策定	
平成23年 (2011年)	■ 改正障害者基本法が公布・一部を除き施行 ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）案」が参議院本会議において全会一致で可決成立		
平成24年 (2012年)	■ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）案」が衆議院本会議において全会一致で可決 ■ 障害者の法定雇用率を引き上げる政令が公布 ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行 ■ 「障害者総合支援法」		○ 播磨町第2期障害者計画・第3期障害福祉計画を策定
平成25年 (2013年)	■ 「障害者基本計画（第3次）」閣議決定 ■ 障害者の法定雇用率が引き上げになる。 ■ 「障害者雇用促進法」改正 ■ 「障害者差別解消法」施行		
平成26年 (2014年)	■ 「障害者権利条約」国会承認 ■ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立		

年	国	兵庫県	播磨町
平成 27 年 (2015 年)		●ひょうご障害者福祉計画～自分で決める自分の生き方みんなてつなぐ共生の社会～を策定	○播磨町第 4 期障害福祉計画を策定
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行(障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務) ■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立 ■「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 		
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害者基本計画(第 4 次)」閣議決定 ■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ■改正社会福祉法の施行 ■「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ■「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例を制定 ●障害者等による情報の修得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(ひょうご・スマイル条例)」を制定 	○播磨町第 3 期障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画を策定
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ■「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立 ■「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律」の施行 ■障がい福祉サービス等報酬改定 		
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(一部令和元年 6 月 14 日、9 月 6 日施行) 		
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立(内閣府) ■東京オリンピック・パラリンピックの開催 ■改正社会福祉法の施行 		○播磨町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画を策定
令和 4 年 (2022 年)			
令和 5 年 (2023 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「第 5 次障害者基本計画」を策定 ■「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」制定 		
令和 6 年 (2024 年)			

資料：障害者白書より

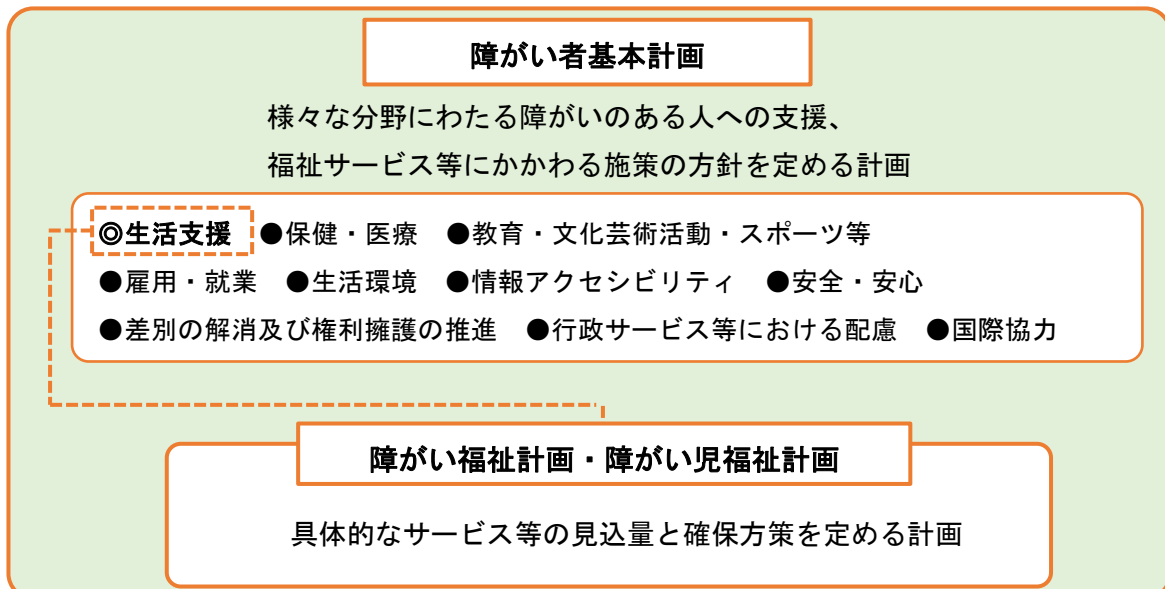
2. 計画の性格

(1) 根拠法

障害者計画は、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

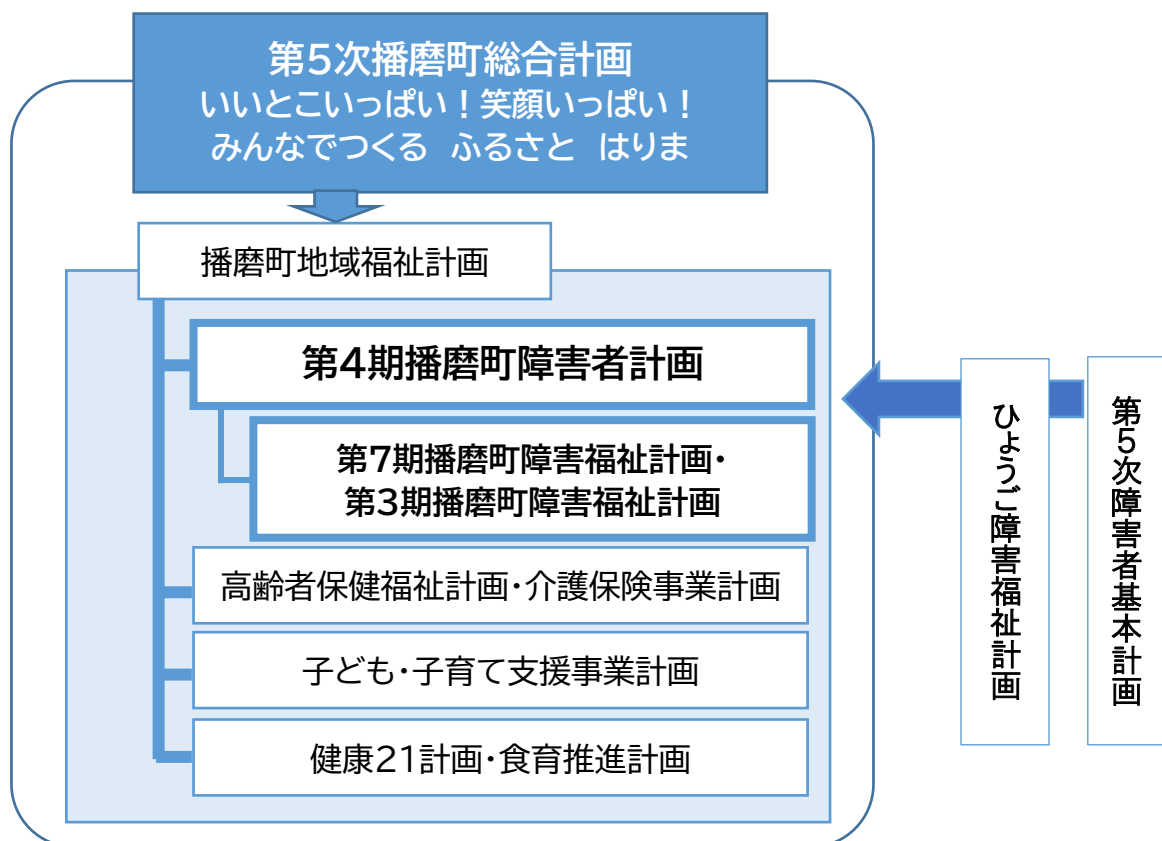
障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和6年度から令和8年度の障害福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画 (第5次) (令和5年度～)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
県	ひょうご障害者福祉計画		
播磨町	第4期障害者基本計画	第7期障害福祉計画	第3期障害児福祉計画
計画期間	6年間	3年間	3年間



(2)上位・関連計画

また、本計画は国の「第5次障害者基本計画」や兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」に基づくとともに、本町の最上位計画であり、まちづくりの基本方針である「第5次播磨町総合計画」、福祉分野における上位計画である「播磨町地域福祉計画」や、その他個別計画との連携・整合を図ります。



3. 計画の対象

計画における「障がいのある人」の定義は障害者基本法に則り次の通りです。

ただし、障がいのある人が地域で自立して健やかに暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりが障がいに対する理解を深めることが重要であるため、本計画は本町に住むすべての人を対象とします。

■障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。

— 「障がい」の考え方について —

「障害者基本法」の改正(平成 23 ((2011)) 年)により、「障がい」のとらえ方が見直されました。それまでは、「障がい」とは本人の心身の状態に起因するものと定義(医学モデル)されていましたが、改正後は社会のさまざまな障壁が、障がいのある人の生きづらさ、暮らしづらさを生みだしているという考え方(社会モデル)に変わりました。

社会モデルの考え方では、例えば段差をなくす等社会のあり方を変えることにより、障がいのある人の生きづらさを軽減することができるようになります。なお、障がいのある人とは、障害者手帳をもっている人だけでなく、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人(発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含む)、その他の心や体の働きに障がい(難病に起因する障がいも含む)がある人で、障がいや社会の中にあるバリア(障壁)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人(児童も含む)すべてを指します

4. 計画の期間

第4期播磨町障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

	平成 30年	令和 1年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
地域福祉 計画							第1期地域福祉計画					
障害者 計画	播磨町第3期障害者計画						第4期障害者計画					
障害福祉 計画	第5期		第6期				第7期 障害福祉計画		第8期			
障害児 福祉計画	第1期		第2期				第3期 障害児福祉計画		第4期			

5. 計画の策定体制

庁内における前計画の事業評価に加え、播磨町地域自立支援協議会においてワークショップを行い、これまでの成果や課題をはじめ今後の障がい者施策などに対する提言を、本計画に反映しました。

また、障がいのある人や住民に対するアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族、地域住民の障がい福祉に関する意識やニーズ、課題等を明らかにし、本計画に反映させました。

さらに、学識経験者や保健医療・福祉関係者、障がいのある当事者を含む住民、団体関係者等による播磨町障害者福祉計画策定委員会を設置し、計画の内容についての審議を行い、そこで出された意見を反映させて、本計画を策定します。